

京都市告示第 28 号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等（同条例第2条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限ります。）を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年4月20日

京都市長 榎本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	岩倉水0049号	左京区岩倉花園町446番地の4地先 同町444番地地先	
2	上花山水0020号	山科区上花山桜谷58番地地先 同町29番地の7地先	
3	南浜水0002号	伏見区弾正町131番地地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)